

## 福岡県国土利用計画審議会（第13期第3回）会議録

### 1. 日 時

平成26年1月29日（水） 10:00～11:45

### 2. 場 所

県庁行政棟 特1会議室

### 3. 出席者

別添資料のとおり

### 4. 議事要旨

- 開 会
- 議 題

- (1) 平成25年度土地利用基本計画の変更（案）について  
（事務局から、制度概要及び計画図の変更（案）について説明）

会 長 : 制度が非常にわかりにくいですが、要するに、土地利用については、都市計画法等の個別規制法に基づく手続きや開発の要件等があり、それぞれ土地の利用の変更等を行うが、この土地利用基本計画というのは、資料1の1ページで説明があったように、それらを総合的に調整するために作られた制度であり、その点に関して審議会では意見を述べることができるという位置づけになっている。

従って、ここで審議していただきたいのは、各計画相互間の調整であるとか、総合性が確保されているか、おそらくその点が中心的に議論するべき点ではないかと思う。

ただ、今説明があったように、それぞれの地域に関してはそれぞれの法律に従って開発の要件や審議会等があり、そちらはそちらの手続きで決まっている。また、森林の開発行為については、先に森林の開発許可の方が出ており、もう既に決まっていることを議論するというので、制度として、我々が何をしたいかがわかりにくいところがあるが、そういう制度になっているのでやむを得ない。そこで、先ほども申し上げたように総合的な見地からご検討いただきたい。併せて、皆様専門の領域があるので、そういった専門の立場から疑問点等あれば、この場で出していただきたい。

それでは、以上の変更計画に関して何かご質問、ご意見等はないか。

委 員 : 二点質問させていただきたい。整理番号5番は、都市地域、農業地域、森林地域が重複していて、その後、工場用地に造成するために変更がなされるとあるので、都市地域として残るのはわかるが、農業地域としても残るとするのはどうしてか。また、整理番号12について、ここはもともと市街化調整区域で家が建てられない区域であるのに、なぜこのように家ができてしまったのか。どういう条件で家が建てられたのかということを教えていただきたい。

事務局 : まず、整理番号5番の直方森林地域については、農用地区域以外の農業振興地域となっており、建物の建築は可能である。

委 員 : それは整理番号5番についてか。

事務局 : はい。

委員 : 5番については、変更後に農業地域が残るのはなぜかという質問である。もう農業としての利用は向もないと思うが、なぜ都市地域だけでなく農業地域も残るのか。農業地域も除外されるのであればわかるが、変更後は森林地域のみ地域指定がなくなり、農業地域は残っている。資料の8ページの方がわかりやすいと思う。どう見てももう農業地域として利用しないと思うが、なぜ農業地域としても残るのか。

水田農業振興課 : 具体的にもう農地として使わないところではあるが、農業振興地域というのは、基本的に市町村の単位で枠をかける。そして、そこから市街化区域や用途地域等明らかに都市的な利用を図るところは除くが、それ以外の所は基本的に農業振興地域という形で枠をかける。その中でさらに市町村が、優良農地として確保を図るところを農用地区域として押さえているというかたちになる。そのため、整理番号5についても、具体的には農地ではないのかもしれないが、'編'としては農業振興地域の中にあるということになる。

委員 : 工場用地になるのか。

水田農業振興課 : 工場用地になるため、具体的に農用地の利用は図らないが、外枠の農業振興地域から外すのは、先ほど説明したとおり、市街化区域や用途地域、大規模な森林等である。それ以外のものは、枠としては農業振興地域に残ったままということになる。

委員 : 制度としてはそうなるのか。工場しか建たないにもかかわらず農業振興地域として残るといのが不思議であるが、わかった。

会長 : もう一つの質問の方はいかがか。

事務局 : 市街化調整区域委さふるのじ、元々住んでいる方が建て直すとかいうことばさるか、ここを見ると、全然関係ないものが見受けられる。なぜ家を建てるのが出来たのか。

事務局 : 基本的には、もともと住んでいた方が許可を得て建てたという認識でいる。それが段々と立て込んでいったと。

委員 : 普通はもともとある建物の1.5倍くらいまでしか建てられないが。自然公園区域であり、市街化調整区域であったところに、これほど家が建てられるものなのかというのが疑問である。公共の福祉に供するもの、老人福祉施設等は建てられると思うが、一般住宅もたくさん建っている。4ヘクタールも増えるものなのか。

都市計画課 : 今回の所は都市計画法の市街化区域、市街化調整区域の線引き制度が出来前前から住宅地として建てられていたものなどがある。

委員 : これは全て既存の建替えか。既存の建物が建っているところも自然公園区域に含められるものなのか。

委員 : ほったらかされていたのではないかと。線引き以前から家は建っていたが、その公園の枠を外すのに積極的じゃなかったとか。

委員 : 最初に自然公園に指定するとき家が建っているところを自然公園地域に含められるものなのか。

委員 : 今の今になって外すという話なので、本当はずっと以前に外していてもおかしくないような地域だったのではないかと。

委員 : もともと自然公園地域に含めていたのがおかしかったということか。

委員 : それはわからないが、もっと昔に外しても良かったエリアのような気はする。

自然環境課 : 当該地区は昭和31年に玄海国定公園に指定されており、その後何度か見直しを行っている。その後、一部が市街化区域に分類された関係で、市街化区域の部分だけは一旦外している。その後、市街化調整区域の中でも分家等で若干家屋等が増えてきており、今回この玄海

国定公園を約20年ぶりに見直しをしている関係上、このような関係に見えるという状況である。

委員： 今後も増えていく可能性もあるのか。

自然環境課： 市街化調整区域は残っているが、自然公園法の中では、基準の範囲内であれば許可は出来るようになってきているため、その範囲であれば若干増える可能性はある。

委員： 整理番号5番について、農業地域をなぜ外さないかという話が少し不明確な答えであったような気がするが、農業地域を外そうと思えば外せるのか。

水田農業振興課： 農業振興地域というのは基本的に市町村単位でかける。そこから外していくのは、市街化区域や用途地域等になるが、例えば、家や工場が建った部分を農業振興地域から外すということにはならない。農業振興地域という枠と、その内側に農用地区域という枠があるが、農用地区域というのは農用地として保全を図るところであるため、例えば、家等を建てるのであれば農用地区域から外れるということにはなるが、外枠の農業振興地域から外れるということにはならない。

委員： 市町村に権限があるのか。

水田農業振興課： 農業振興地域の指定は県の権限、農用地区域の指定は市町村の権限になる。

委員： 県は市町村単位で網をかけていて、そこを実際に農業に使わなくても、何か特に事情がある場合にだけ除外する。今回はその事情にあたらぬということか。

水田農業振興課： 実際、農業振興地域が外枠のけなかなすきを、中枠が農用地用途が合わぬところ、例えば、市街化区域等である。

会長： 9ページの写真を見ると、工場がもう建てられているが、このくらいではまだ外せないということか。

水田農業振興課： そのとおりである。農用地区域の中には入らないが、農業振興地域としては残る。

委員： 農業振興地域の中に農用地区域というのがあることか。

水田農業振興課： そのとおりである。県は農業振興地域を指定して、その中でさらに市町村が農用地区域を指定する。

委員： 農用地区域には建物を建てることは出来ないが、農業振興地域には建てることのできるということか。

水田農業振興課： はい。農業振興地域の中の農用地区域以外の農業振興地域には建てること出来る。

委員： 整理番号5番について、市街化調整区域の隣接の工業用地の用途変更について、県は市町村に委任しているが、市町村は調整区域の外に工業用地を建設しているが、調整区域の内側に工業用地を建設しているところはないか。

また、農業振興地域の第一種農地に、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等が進出してきているという実態がある。そのようなところをもう少し法律の運用面で、配慮してもらえないかと考える。

会 長 : その意見について何かお答えは。

事務局 : それぞれ、法律の中で開発等をする場合には許可等が必要ということになっているため、各法律を所管している課において、きちんと判断していくということになるかと思う。

また、通常こういった地域の変更というのは、土地利用基本計画の変更と同時に土地利用基本計画が先行する形で、土地利用基本計画を変えていくが、森林については、特別な性格があり、林地開発については是正措置を講じたりすることもあるため、どうしても開発後に土地利用基本計画を変えらなければならないということになっている。

会 長 : 委員の意見は一般的なご意見というか、なし崩し的に森林や農地を市街化してしまうのは良くないのではないかと。そういうことでよろしいか。

委 員 : そのとおりである。農地や森林は不可逆性があり、農地や森林から他への転用は簡単にできるが、建物を建てた所をまた農地に戻すというようなことはなかなか難しい。その証拠というか、その現象が、都市の空洞化現象ではないかと思う。行政は土地利用の効率性等を考え、都市計画等を立てる場合にはこういったことを配慮していただけないかという意見である。

会 長 : 関連して私の方から2点ほどお聞きしたい。整理番号4番について、ここは森林であるが、開発の目的が農用地の造成及び残土処理とある。ここは先ほどご説明のあったとおりかなり山の中を開発するようだが、なぜこの山の中に農用地をつくるのか、その事情がわかればお伺いしたい。また、整理番号6番の糸島森林地域について、これは資材置き場と残土処理ということで、写真で見る限りは上の方はまだ緑色になっているが、これは現時点でもう全部森林が伐採されてしまっているのか、それとも今後伐採する予定なのか。

事務局 : 整理番号4番については、もともと、民間企業が、別の方が持っている土地を資材置き場として利用する目的で埋め立てていたが、その後、この土地の所有者である個人の方が事業を承継し、埋め立てが終わった後を農用地として利用することとしたものであり、もう既に造成は終わっているという状況である。農用地にして何をするのかということについては、桃や栗、みかん等の果樹を栽培すると聞いている。

会 長 : もともと残土処理のために埋め立てや伐採をしたが、その跡地を農用地として使用するということか。

事務局 : どちらが主目的とは言えないが、残土処理と資材置き場を兼ねたような形で事業を始めて、最終的には農用地にするということになっている。

6番の糸島森林地域については、資料3の写真で、黄線で囲んだ部分の上半分が緑色になっているのはなぜかという質問かと思うが、これは造成後の法面が、こういった緑の形で写真に出ているという状況である。開発行為そのものはもう既に終わっている。

委 員 : 会長の質問は、緑色の部分は森林ではないのかという意味か。

会 長 : そういふことである。今の質問は、これはもう既に伐採済といふことか。

事務局 : そのとおりである。

委 員 : 関連して、この場所、整理番号6について、これは谷を一つ埋め立てて造成しているが、これは例えば、地震災害等があると、土砂が流れ出すといったようなことが懸念されるが、それに対する対策というか、維持管理は今後とも大丈夫なのか。これは白い部分が平地で緑の部分が、ダムのような法面になっている。その部分と白い部分を含めると、かなりの面積

になっており、白い部分の、資材置き場として使える部分は半分以下になっている。残りの部分は土砂を押さえるための土地になっているので、その管理は十分されているのか。下処理や、地震での流出の懸念等に対する対策はされているのか。

農山漁村振興課： この盛土に関しては基準で、15メートルを超える盛土については、安定計算をするようにしている。また、この法面も含めて一番最下流に調整池をつくっており、その部分の管理として、この法面の中に管理道をつくっている。それにより定期的な維持管理は行っているという状況にある。

委員： これは誰がしているのか。

農山漁村振興課： 埋め立てをしている方、行為者である。

委員： 排水処理というか、下の谷を埋めている構造を壊さないような維持管理をしていると。

農山漁村振興課： はい。一番最下流に調整池を作り、そこまでの管理道路もつくっている。管理道路については舗装もかけて表面水等が流れないように縁石も設けてあり、また法面については、先ほど話が合ったとおりの緑化しているのですね、現在のところは安定している。先ほどお話ししたとおり、申請の段階で、この法面、盛土が、実際にこの計画でもつのかという検討については、安定計算をしてもらっているのですね、それにより安定するという結果が出たため許可をしているところである。

委員： 地震時のことも考慮されているのか。

農山漁村振興課： 今のところ手元に資料がないので、はっきりしたことは分からない。

委員： そういう懸念があるということである。

委員： 平成24年の10月に事業が完了しているということであるが、これは今後資材置き場になるのか、それともこのまま、資材置き場としての事業が完了したということか。

農山漁村振興課： 平場を事業場として使いたいということで平場造成まで完了しているのですね、林地開発としてはその平場の造成が完了した時点で完了という取り扱いになる。

委員： そうすると、今後は資材置き場として。

農山漁村振興課： 以降は行為者が資材置き場として利用しているということになる。

委員： 山あいを白地にし、その後の利用が資材置き場や残土処理となっているが、将来的にここが廃棄物の埋め立て地になる可能性があるということか。

農山漁村振興課： 今回の案件は完了しているのですね、今後改めて埋め立てをしようということになれば改めて許可をとる必要が出てくる。

委員： しかしここが白地になっていけば、5つの分類には入らないので、どうにでもなるということではないか。

農山漁村振興課： 土砂埋立条例というのがあります、同条例に関しては特段区域の指定がなく、全くの白地の部分も埋め立ての許可が必要になってくるので、そちらで取り締まりを行うことになる。

委員： この場所が森林地域から外れた後、将来的に廃棄物埋め立て地の候補に挙がる可能性があるのですね、もう少し議論しなければならぬ場所だと思える。福岡県でもそれほど山奥でもないところでも廃棄物が埋め立てられている場所がある。飯塚の方や炭坑の方等。ちょっと山あいに行くと、県が許可をしたところが結構ある。もしこの場所が将来的にその可能性があるのであれば、また別の委員会でも、検討しておく必要があるのではないかと思います。

農山漁村振興課： こういった許可地は、定期的な現地のパトロールをやっている。実際その完了したところについても、近場に行ったときにのぞいてみるというような状況はありますので、その中で、実際廃棄物等が投棄されているという状況があれば、監視指導課、保健所等と協力して対応していくことになる。

- 委員 : 白地になった場合は、個別規制法のどこで取り締まるといふか、どこでみていくのか。
- 事務局 : 白地になった場合は、大規模開発は別として、都市計画法等は基本的にかかってこない。ただ、先生がおっしゃっているのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係の話になるかと思うが、同法は、地域区分の指定に関わりなく適用があるため、それについては環境部の所管になっていくと考える。
- 委員 : 土地利用の個別規制法のどこが管理をするのか。
- 事務局 : 計画的には白地になってしまっているもので、都市計画法や農振法、森林法等5地域に関連する法律は、基本的にはもうかかってこないということになる。ただ、その土地を利用するに当たっては、他にも様々な法律があるので、それぞれの法律の中で許可等が必要ということはある。
- 会長 : 二つ問題があって、一つは将来的にここが処分場になる可能性があるのではないかと、ということ。これについては都市計画法等はかからないが、廃掃法の方で審査されるということである。もう一つは、白地になってしまっているもので、ここにどんどんごみが捨てられて、事実上捨て場になってしまうのではないかと、ということ。これに関しては、定期的にパトロール等を行い、そういった利用がされないようにしっかり監視していくということである。
- 事務局 : はい。
- 委員 : 白地の管理はどうするのか。
- 会長 : それは廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係は同法を所管する部署でやるということか。
- 事務局 : 不法投棄等については監視指導課が監視を行う。
- 委員 : どこかの地域に属していた方がちゃんとした法律で守られると思うが、白地に移行した場合に、あとが問題ではないか。どこかに属していれば、それなりに議論も出来る場がある。監視も出来ると思うが。
- 会長 : 今ご指摘のあったような、どこが責任をもつかということもあるので、特に監視指導課には、白地地域、特にこういった、いかにもごみが捨てやすい所に関しては重点的に監視していただきたいと、ご懸念のような事態が発生しないように是非ともご注意願いたい。
- 事務局 : 監視指導課に伝えておく。
- 委員 : 森林の場合は、地域から除外するときにはもう開発許可が出ており、既に事業完了しているところが多いが、このところは、この審議会の中でこれはだめだと言ったときはどうなるのか。絡むア！夫アいる夫のちだめだと言ふおけアききないし、言ふだごきばどづなるのか、非常に疑問に思う。前もって計画の段階で変更します、こういったことになりますといったことでの審議ならわかるが。
- 事務局 : 会長も冒頭におっしゃったが、個別法について、それぞれ所管する課で審議会なり専門家の方のご意見を聞くなりということを進めているという事情がある。この土地利用基本計画の方では、皆様から大所高所の総合的な調整のご意見等を聞かせていただけたらということで開催している。いま委員がおっしゃったように、実際に森林地域については、許可を出した後に、事業主体が、万一破綻したりであったり、そういう懸念もある。そのような中で、やはり事業が完了してしまわないと一つの流れとして終わらないというような事情がある。
- 会長 : この審議会でも、何も出来ないわけではないのか。原状回復とか。
- 事務局 : ただ、実際、今委員がおっしゃったように森林地域については、既に写真にあるように、事業完了の後に審議会の方で、森林地域から除外したいということで皆様方にご審議をいただいている。

委員：山林の場合は審議する必要はないということか、極端に言えば。

委員：原状回復を求めたりはできないのか。

会長：そういう権限はないだろう。問題がある場合には、相当の方で検討してくれと言っただけで、元に戻すのは無理と思うが。今回の変更案件の中にも、当初は予定していたけれども、結局使い道が決まらないというのが1件あったと思うが、実際そういうものがあるのであるから。

委員：意見は、次の時の参考になるというという程度か。

事務局：今回の国土審のご意見は、今後の業務の参考にさせていただきたいと考えている。

委員：整理番号5番は、平成7年に開発許可が出ている。意見等言える状態ではない。この国土利用計画審議会に来たときにはもう既に事業完了となっている。森林開発の場合さっき委員も言われたような、既成事実をつくっての問題も出てきはしないかという心配もあるので、その点については十分注意していただきたい。

委員：今森林のことを言われているが、農地の場合も、まだ農地の不法転用を始めた実績はない。1件でもそういうふうな実績があれば少しの抑止力、秩序を保つことにいくらかなりとも作用すると思うが、それが全くないということで、農業関係者は非常に心配している。農地の不法転用だけでなく、このような森林について既成事実を作ってやったことも、いい方に転べば、許可やこの国土審でお墨付きをもらうということになりかねないのではないか。実際、過去に農地と森林と一緒に開発された案件があり、事業主体の倒産により所有者がどんどん変わっていき、それに対しての行政の指導が追いつかないということもあったので、十分注意していただきたい。

会長：この審議会では、問題点等が判明すれば変更については問題があるということで意見を述べることができるし、もし事業が終わってしまって、いまさらどうしようもないという場合であれば、先ほど事務局の方からおっしゃられたように、今後の運用にあたっては注意されたいといった意見を述べることも可能ではないかと思う。全く何も出来ないわけではないので、しっかりとご審議をさせていただくというアトでよろしいか。

それから、先ほど委員から質問のあった整理番号6番についての、地震の際の問題点については、是非とも担当の方に確認し、もし対策が講じられていないようであれば、講じるように伝えていただきたいと思う。

委員：整理番号8番と9番について、9番の方は管理用道路について公園から除外し、8番が公園内に新たに編入するというアトだが、右下にある写真を見ると河川がさびやがさびやがないよな風景である。9番の方を除外するのはなぜか。

事務局：8番の方が、写真がなかなか近寄ってとれないという状況があり、手前の方に人工物が写っているが、こういった人工物は今回自然公園区域に含めるのではなく、奥の方の松林の部分について自然公園区域に編入するということである。

委員：9番の方は松林は残っていて道路の部分だけを除外すると。

事務局：はい。

委員：8番の道路は自然公園に入っていないということか。

事務局：はい。

委員：8番について、実際ここに行くと、松林が残っている箇所もあるが、大半が砂地になっている。ここは飛び砂というか砂がどんどん飛んで来て、JR線や国道にかかってくる。そのため、松林は砂を止めるための保安林の役割があると思うが、ここを自然公園地域に指定することによって保安林の保全、飛び砂の防止がしやすくなるということで、こういう保存という言葉を使っているのか。

事務局： 今回の拡大部分については、拡大する理由の一つに、これまでは送電線で区域を分けていたが、その送電線がなくなったことで境界が不明確になっていたということがある。今回拡大する部分も以前から松林ではあったが、自然公園には入っていなかった。しかしながら、もともと国定公園の第一種特別地域に入っていた部分とほぼ同様の内容を有しているということもあり、また、どこまでを公園区域にするかを明確にするということもあり、海の中道線の所を境に、自然公園区域に編入するということである。

委員： 境界を定めるというのによく分かるが、先ほど申し上げたように、ここは砂が飛んでいくと、ただ砂が飛ぶだけではなく、海岸から砂が失われる地域なので、このまま何もしない状態が続くと海岸線が後退してしまう。飛び砂対策をきちんと責任持ってするようにしてほしい。

自然環境課： ここは海の中道国営公園で、部分的には一部民有地があるが、ほぼ国が運営している公園区域内になるが、実際海の中道国営公園の部分は、今、松を植えて、公園の中で森林化を図って飛び砂対策を行っているところである。また、前面に消波ブロックを並べており、ある程度の対策は今実施されている途中である。

委員： 消波ブロックを作ると、場所によっては半円形にえぐられてしまう。だから、飛び砂対策というのと海岸線の維持というのとは必ずしも一致しないが、ここは、河川がなく、砂が供給されないため、長い目で見たらここから砂が失われる。今は過去にたまったものを食いつぶしているというプロセスなので、飛び砂が飛んでもそこにとどまるような対策をしてほしい。従来は保安林という形でかなり整備されていたと思うが、あまりにも飛び砂が激しいため、それすらも飛び飛びになってしまっている現状がある。そういう飛び砂対策は十分に考慮してほしい。整理番号8番が9番の状態のように道路が通されて、植林も出来ない状態になってしまうと困ると思う。

会長： これは国で松を植えたりしているのか。

自然環境課： 国営公園の中になるので、国の方でいろんな森を形成するということで、防風の森として整備される。

会長： 現状は、先ほどご指摘があったとおり、かなり松が途切れているというか、砂地状態になっている。そこは、しっかりと国の方で対策を講じるようお伝えいただきたい。

委員： 整理番号6番のところだが、個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由に、森林として利用・保全を図る必要がないからとなっている。理由はそのとおりであろうが、もう必要がなくなって何もなくなるかのような書きぶりになってしまうので、理由はこれで結構であるが、その後これに関連する条例等、規制するものが現状であれば、ここにそういうものを書き足していただければ、今後の動きがよくわかるのではないかと思う。一応隣に関連する個別規制法の措置と書いてはあるが、先ほどのようなご懸念もあるので。特にこの森林区域の開発に関して、変更後何もないような地域に関しては、関連する条例でも結構であるが、規制あるいは保護する法律があれば書き足していただければ助かる。

会長： これは何か具体的に制度というか、法律にせよ条例にせよ何かあるか。

事務局： 土地利用基本計画そのものに関する法律としてはもうない。ただ、先ほど申し上げたとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等がかかってくる。そうなるごう一般的な、全体的な話であるため、ここに書くのはどうかと思う。その分については、国土審の中でこういった議論があったということで、監視指導課等に伝えていくということではないか。

委員： 補足とか備考のような欄はもうけられないか。例えば廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関連するものがあれば。



事務局 : そういった法律はここに限らず全てにおいてかかってくる。

委員 : 全部にかかるからここには書けないということか。

事務局 : はい。

委員 : わかった。

会長 : しっかりと監視指導課の方に監視していただいて、くれぐれも気をつけていただきたい。

委員 : やはり森林地域は森林としての利用保全を図る必要がなくなったとしても、除外して白地になるというのは問題だと思う。なにか個別規制法の網がかかるような土地利用の法律が必要ではないかと思う。

会長 : ここはなかなか他に使える地域がないということか。

事務局 : 都市の中の森林等でなく、本当に山の中なので、なかなかここでいう個別規制法で規制にかかるような状況ではない。

委員 : どこかに属していた方が、規制がかかりそうな気がする。

会長 : それぞれの法律で要件があるため、どうしてもどこにもかからないところが残ってしまうのであろう。全体として、もれなくカバーするような制度になっていない。個別法であれこれやって、残ったところがどこにもならないという、そういう制度になっている。

委員 : こういうどこにも属さないエリアがあると初めて知った。

会長 : そのためこの土地利用基本計画ができたと思う。個別法だけでやってはだめだとことで。ただ、まだ全体をカバーできるような体制にはなっていない。

委員 : ここで白地を認めようというの、何か釈然としない感じがする。

会長 : 制度自体の欠陥ではないか。ここはすぐというわけにはいかないだろうが、長期的に考えていかないといけない。

委員 : 整理番号6番について、このようなものについて、審議してもしょうがないと思うが、そもそも開発を許して、このような事例を増やしたくない。平成14年1月に当初開発許可とあるが、これはどこが出しているのか。

事務局 : 県が許可をしている。

委員 : その時に、千如寺のような歴史のあるところに、開発許可を出すということを事前に行うことができないのか。許可を出してしまえばもう止めることができない状態である。当初開発許可を出す際の審査の基準はあるのか。

農山漁村振興課 : 法律に基づいた基準がある。また外部の意見を聞くということでは、森林審議会というところに諮問してご意見を伺った上で許可をする。

会長 : 資料1の8ページに詳しい説明がある。県森林審議会というところに諮問し、それから要件が下の方に4つ書いてあるが、要件自体があまり厳格ではない。そこに元々の原因があるのであろうが、県としてはこの要件をみたしている限りは許可せざるをえないということか。

事務局 : はい。

委員 : 最終許可と事業完了の年月が一緒ということも別におかしいことではないのか。平成24年10月に最終

会 長 : 他に何かご意見はないか。この審議会として異議がないということであれば、案のとおり決定することが適当であるというふうに答申をすべきかと思うが、よろしいか。先ほど問題点を指摘されたが、とりあえず今回は案のとおりでよろしいか。

異議がないので、この変更案については案のとおり決定することが適当である旨を知事に答申したいと思う。

(2) その他  
(特になし)

○ 閉 会